

294 浦和大学における研究活動の不正行為への対応等に関する規程

(制定の理由)

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)において、規程の整備が求められていることによるもの

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に基づき、浦和大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正行為への対応等に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この規程は、本学で行われる全ての研究活動に適用する。

(定義)

第3条 この規程において「研究者」とは、本学において前条の規定に基づく研究活動を行う研究者をいう。

2 この規定において「研究活動の不正行為」(以下「不正行為」という)とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

(1) 特定不正行為

- ① 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ② 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ③ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(2) 前号以外の不正行為

- ① 二重投稿 既発表又は投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること
- ② 不適切なオーサーシップ 論文等の著作者を適正に公表しないこと

3 この規程において「配分機関」とは、大学に対して競争的資金等の配分又は私学助成の基盤的経費を措置する文部科学省・文部科学省所管独立行政法人をいう。

第2章 研究者等の責務

(研究者等の責務)

第4条 研究者は、適切かつ公正な研究活動を行うとともに一切の不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を受けなければならない。

3 研究者を研究支援する者についても、研究倫理教育を受けなければならない。

4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能を担保す

るため、実験・観察ノート、実験データその他研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第3章 不正行為防止等の体制及び責務

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、全体を統括する権限と責任を有するものとし、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、研究倫理の遵守を周知し、不正行為への対応に関する管理と権限を有する者とし、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究倫理教育を定期的実施する。

3 研究倫理教育責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講ずるものとする。

第4章 告発等の受付

(告発等の窓口)

第7条 不正行為に関する本学内外からの告発及び告発の意思を明示しない相談（以下「告発等」という）を受け付ける告発窓口を教務課に置き、場所、連絡先、受付の方法などを本学内外に周知するものとする。

(告発の取扱い)

第8条 告発窓口における告発等の受付は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談などを通じて行うものとする。

2 告発等の受付や調査・事実確認を行う者は、自己との利害関係を持つ事案に関与しないものとする。

3 原則として、告発等は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

4 前項の規定にかかわらず、匿名による告発等があった場合、告発等の内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

5 書面による告発等など、告発窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発等がなされた場合は、告発窓口は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発等を受け付けたことを通知する。

6 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、告発窓口は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

7 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、研究倫理教育責任者は被告発者に警告を行うものとする。

8 告発に関する取扱いについては、本規程に定めるものの他、公益告発者保護法（平成16年法

律第 122 号) 及び関係法令の定めるところによるものとする。

(不正行為にかかる情報の報告)

第 9 条 告発窓口は、当該告発の内容を確認後、速やかにその内容を研究倫理教育責任者へ報告し、研究倫理教育責任者の指示に従わなければならない。

2 前項の報告を受けた研究倫理教育責任者は、最高管理責任者にすみやかに報告しなければならない。

(告発者・被告発者の取扱い)

第 10 条 告発等を受け付ける場合、研究倫理教育責任者は、個室で面談したり、電話や電子メールなどを告発窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発等の内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、告発窓口に寄せられた告発等の告発者、被告発者、告発等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。

3 調査事案が漏えいした場合、研究倫理教育責任者は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

4 告発は原則として顕名によるもののみ受け付けること、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること及び調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表や懲戒処分、法的措置をとることがあり得ることを予め周知する。

5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

6 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第 11 条 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、告発窓口
に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

2 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを確認した場合、告発窓口
に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

第 5 章 事案の調査

(予備調査)

第 12 条 研究倫理教育責任者は、第 9 条第 1 項の規定による報告を受けたときは、速やかに予備調査委員会を立ち上げ、予備調査を実施する。

2 予備調査委員会は、研究倫理教育責任者を委員長とし、研究倫理教育責任者が指名する委員若干名によって構成するものとする。

3 予備調査委員会は、次の各号に掲げる項目について予備調査を行い、原則として告発を受け付けた日から 30 日以内に、調査結果を最高管理責任者へ報告する。

- (1) 告発された不正行為が行われた可能性
- (2) 告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
- (3) 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間か否か

(4) その他必要と認められた事項

4 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、速やかに不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し判断する。

5 最高管理責任者は、予備調査の結果を受けて、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものか否かを直ちに決定し、本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。

6 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査委員会は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る研究資金の配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査の通知・報告)

第13条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

3 最高管理責任者は、当該事案に係る当該配分機関及び文部科学省に対し本調査を行う旨報告する。

(調査委員会)

第14条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した日から30日以内に調査委員会を設置し、本調査を開始する。

2 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、研究倫理教育責任者を委員長とする。

(1) 研究倫理教育責任者

(2) 事案ごとに最高管理責任者が委嘱する者 若干名

3 調査委員会の委員のうち、過半数は外部有識者とする。

4 調査委員会の委員は、告発者または被告発者と直接の利害関係を有しないと最高管理責任者が判断する者でなければならない。

5 第2項第1号の委員が直接の利害関係を有する者であると最高管理責任者が判断した場合、最高管理責任者は当該委員に替えて、他の副学長から1名を委員及び委員長に指名する。

6 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、調査委員会の委員の氏名・所属を通知する。

7 告発者及び被告発者は、前項の通知後7日間以内に、委員について異議申立てを行うことができる。

8 前項の異議申立てがあった場合、最高管理責任者がその内容を妥当と認めた場合、当該異議申立てに係る委員を変更するとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。ただし、変更した場合の新たな異議申立ては認めない。

(調査等)

第15条 調査委員会は、対象となる事案に関し、次の各号に掲げる事項を調査する。

- (1) 不正行為の疑惑に関する調査を行うこと
- (2) 前号の調査結果に基づく事実認定に関すること
- (3) その他対象となる事案に関すること

2 調査委員会は、次の各号の方法により本調査を行う。

- (1) 当該不正行為及び関連する研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
- (2) 関係者へのヒアリング
- (3) 再実験の要請
- (4) その他調査委員会が必要と認めた方法

3 前項の本調査を実施する際は、被告発者からの弁明の機会を設けなければならない。

4 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

5 調査委員会は、本調査に当たり、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。この場合、他の研究機関で告発された事案に係る研究活動が本学で行われた場合、調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

6 調査委員会は、当該事案に係る研究活動が配分機関の資金により行われていた場合、配分機関からの求めに応じ、調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該配分機関及び文部科学省に提出するものとする。

7 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(認定)

第16条 調査委員会は、客観的事実に基づき、科学的かつ総合的に判断して次に掲げる事項の認定を行い、本調査の開始後150日以内に当該不正行為の調査内容を取りまとめる。

- (1) 不正行為が行われたか否か
- (2) 不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

2 不正行為が行われていないと認定した場合、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、第1項及び前項に規定する認定を終了したときは、直ちに最高管理責任者に調査結果を報告するものとする。

(不正行為か否かの認定)

第17条 調査委員会は、被告発者から告発された事案に係る研究活動の説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、同項で定める基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合

(2) 実験データ等の不存在等が各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び被告発者が所属する又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合

(調査結果の通知及び報告)

第18条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

2 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に当該調査結果を報告する。

3 最高管理責任者は、当該告発が悪意に基づくものであると認定され、その告発者が他機関に所属する場合は、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第19条 不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から14日以内に最高管理責任者に対し、不服申立ての根拠を書面にして不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 調査委員会（前項の調査委員会に代わる者を含む。以下本条において同じ）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けられないことができる。

5 調査委員会は、第1項の不服申立てについて再調査を行う決定を行った場合は、不服申立てをした被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料等の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。

6 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

7 調査委員会は、再調査を開始した場合は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。

8 第2項の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、被告発者に通知する。告発者が本学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該告発者所属機関にも通知する。

9 第2項の不服申立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者へ通知する。

10 再調査結果に対する不服申立ては受け付けない。

11 最高管理責任者は、第6項から第9項に基づいて告発者又は被告発者等へ通知を行う際、最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第20条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事実が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものではない誤り等があった場合は、この結果を公表する。

3 最高管理責任者は、悪意にもとづく告発との認定があった場合は、調査結果を公表するものとする。

4 前各項に規定する公表の内容は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 第1項に規定する公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時まで行った措置の内容、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(2) 第2項但し書きに規定する公表の内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(3) 第3項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

5 前項の規定に関わらず、事案の内容により最高管理責任者が特に必要があると認めたときは、前項の公表内容の一部を公表しないことがある。

(調査中における一時的措置)

第21条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者が告発を受けた研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

2 最高管理責任者は、研究資金の配分機関等から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(認定後の措置)

第22条 最高管理責任者は、被告発者に不正行為があったと認めたときは、当該不正行為の重大性、悪質性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のための必要な措置をとらなければならない。

(1) 被告発者等に対する懲戒処分、告訴又は告発等

(2) 被告発者に対する研究費の使用停止・使用中止及び返還命令

(3) 被告発者に対する関連論文の取下げ等の勧告

(4) その他被告発者等の不正行為の排除及び本学の信頼性回復のために必要な措置

2 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものであったと認めたときは、当該告発者の氏名を公表し、当該告発者に対して懲戒処分、告訴又は告発等の適切な措置を講じなければならない。

3 第1項第1号及び前項に規定する懲戒処分については、最高管理責任者は、法令、就業規則及びその他関連規程に従って、処分を科すものとする。

(事務)

第23条 予備調査委員会、調査委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て教務課において処理する。

(雑則)

第24条 この規程に定めるものの他、研究活動の不正行為防止に関する必要な事項は別途定めるものとする。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。